

## 8. 個別活用計画の策定

### (1) 活用内容

市民アンケート調査及び市民懇談会の結果や民間事業者等へのサウンディング型市場調査により、旧武蔵台中学校の活用に対して民間活力の導入が期待できることが把握できたため、同校の活用にあたっては、民間事業者等のノウハウや資源等を有効活用した施設を目指します。

活用内容については、幅広い活用の可能性を考慮し、活用内容は一つに絞り込まず、また、地区計画を変更した場合の効果は限定的であることから、現行用途の範囲内で活用することとします。

さらに、学校跡地であることを踏まえた健全な事業であること、収益性、経済性を発揮できる事業であることを民間事業者等に求めることとします。

なお、旧武蔵台中学校は地域コミュニティ活動の場としての機能を有していたことから、地域の活性化につながる活用内容も求めることとします。

### (2) 活用手法

活用手法については、経済的合理性のある売却を優先とし、売却先が見つからない場合は、賃貸による活用を図ります。

### (3) 事業者選定方法

事業者選定にあたり、(1)の活用内容を民間事業者等に求めるために、事業内容を評価する必要があります。そのため、選定方法は、提案審査を行う公募型プロポーザル方式によるものとします。

募集要項や審査基準に関しては、地域の意向の反映、財政負担の削減につながる活用となるように、仕様の検討を行います。

### (4) 留意事項

旧武蔵台中学校においては、国庫補助金等を活用して施設等の整備を行っているため、処分制限期間内に、転用、貸与、譲渡及び取壊し等を行う場合には、原則として、文部科学大臣への承認申請や報告などの財産処分の手続きが必要となります。また、地方債においても未償還残高がある場合は、繰上償還となる可能性があります。これらに留意して、同校の活用を進めます。

サウンディング型市場調査において、売却の場合であっても避難所機能の維持は可能との回答が得られたことを踏まえ、避難所機能の維持について民間事業者等へ協力を求めます。